

総行推第18号  
令和6年4月24日

各都道府県知事 殿  
(DX推進担当課扱い)  
各市区町村長 殿  
(DX推進担当課扱い)

総務省大臣官房地域力創造審議官  
( 公 印 省 略 )

「自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画」等の改定について

平素より、総務省の推進する地域 DX 推進施策に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

総務省では、地方公共団体が重点的に取り組むべき事項（以下「重点取組事項」という。）や国による支援策等を取りまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画」（以下「DX 計画」という。）等により、地方公共団体の DX の取組を支援しています。

今般、DX 計画について、重点取組事項等における自治体 DX の全国取組状況を新たに記載する等の改定を行いました。また、自治体 DX 全体手順書、自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書について、国における議論等を踏まえ、所要の改定を行うとともに、自治体 DX 推進参考事例集についても、自治体における最新の取組の充実化等を図っているところです。

各団体におかれては、改定後の DX 計画等を踏まえ、引き続きデジタル社会構築に向けた各施策に取り組んでいただくようお願いします。あわせて、別紙として令和6年度において各団体が DX を進めるための留意事項をまとめておりますので、これらも参考に対応していただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

(添付資料)

- ・自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画等の概要
- ・自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画【第3.0版】(溶け込み版)
- ・自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画【第3.0版】(見え消し版)
- ・自治体 DX 全体手順書【第3.0版】(溶け込み版)
- ・自治体 DX 全体手順書【第3.0版】(見え消し版)
- ・自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【第3.0版】(溶け込み版) 等
- ・自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【第3.0版】(見え消し版) 等
- ・自治体 DX 推進参考事例集【第2.0版】

【連絡先】

総務省自治行政局地域 DX 推進室  
(担当：森田補佐、笠波事務官、東島事務官)  
Tel : 03-5253-5586 (直通)

(別紙) 令和6年度において各団体がDXを進めるための留意事項

## 1 自治体におけるDXの推進体制の構築

### ①デジタル人材の確保・育成について (DX計画：2 (2) 関係)

- ・デジタル人材の確保・育成に係る方針を策定し、全庁的な取組を進めていただきたいこと。
- ・DXの取組を推進するためのアドバイザー制度については、「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業（地方公共団体のDX分野）」及び「地域情報化アドバイザー派遣制度」があることから、下記の内容等にも留意しつつ、積極的に活用いただきたいこと。
  - －「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業（地方公共団体のDX分野）」において、取組分野に「DXの機運醸成」、「外部デジタル人材の確保」及び「セキュリティ対策」を追加したこと。
  - －「地域情報化アドバイザー派遣制度」については、令和4年度に派遣した事例の中から派遣優良事例を選定し、公表していること。

### ②都道府県と市区町村が連携したDX推進体制について (DX計画：2 (4) 関係)

- ・デジタル人材の確保が難しい市町村においても着実にDXを推進するため、都道府県において管内市区町村のDX推進の進捗状況や課題、人員体制等の実態を把握の上、市区町村と課題認識を共有するとともに、都道府県と市区町村の連携によるDX推進体制を構築し、都道府県が積極的にデジタル人材の確保・育成などの市区町村支援に取り組んでいただきたいこと。
- ・上記趣旨により、令和6年1月19日に大臣書簡を発出するとともに、全都道府県に対し、DX推進体制構築の取組状況についてヒアリングを行ったところ。追って、ヒアリング結果のフィードバックも予定していることから、参考にしていただくとともに、都道府県による市町村支援のためのデジタル人材確保に対する地方財政措置等も活用しつつ、引き続き、推進体制構築に御協力いただきたいこと。

## 2 自治体DXの重点取組事項

### ①自治体フロントヤード改革について (DX計画：3.1 (1) 関係)

- ・住民との接点の多様化・充実化によって、業務の効率化と住民利便性の向上を図る取組（フロントヤード改革）を積極的に進めていただきたいこと。
- ・現状取組を始めている団体においては、全庁的・部局横断的な推進体制の構築とともに、平成30年度業務改善モデルプロジェクトの報告書等も参考に、1①に掲げるアドバイザー派遣なども活用したBPR実施による業務フローの見直しの検討や準備を進めていただきたいこと。
- ・また、既に取り組を始めている団体においては、各種システム・ツール導入による効果見込み（成果指標）の設定、自治体情報システムの標準化後を見据えたデータ連携の検討、改革を進めている行政分野以外への展開の検討などの取組を進めていただきたいこと。
- ・なお、フロントヤード改革手順書（仮）作成に向け、令和6年12月に、令和5年度補正予算を活用した令和5年度自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト（モデル事業）の中間報告を予定しており、これを踏まえた対応を進めていただきたいこと。

②自治体情報システムの標準化・共通化について（DX 計画：3.1（2）関係）

- ・自治体情報システムの標準化・共通化については、原則令和7年度末までに標準準拠システムへ移行できるよう、更なるスケジュールの具体化も含め、取組を進めていただきたいこと。
- ・「地方公共団体情報システムの統一・標準化に向けた取組の一層の推進等について（依頼）（令和6年4月8日デ社第193号・総行デ第24号通知）」において示した「移行推進マイルストーン」を参考に、遅くとも各完了期限までに作業の完了を目指していただきたいこと。
- ・標準化 PMO ツールについて、毎月の進捗状況を原則として翌月10日までに入力いただきたいこと。
- ・都道府県は、標準化 PMO ツールを活用した管内市区町村の課題把握や進捗管理をしていただきたいこと。また、標準化に係る市区町村との連絡会議の定期的な開催や、開催に当たって総務省及びデジタル庁が同席できるよう情報提供する等を通じて、貴管内市区町村の取組のフォローアップをしていただきたいこと。

③公金収納における eLTAX の活用について（DX 計画：3.1（3）関係）

- ・eLTAX を活用した公金収納については、遅くとも令和8年9月までに開始することを目指していることを踏まえ、全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した納付を可能とする公金※への対応を着実に進めるとともに、それ以外の公金についても eLTAX を活用した納付を可能とすることについて積極的に検討いただきたいこと。
- ・具体的には、今国会に提出している eLTAX を活用した地方税以外の公金収納を可能とするために必要な改正を盛り込んだ「地方自治法の一部を改正する法律案」の動向に留意いただくとともに、同法律案が成立した場合には、地方税共同機構から自治体におけるシステム改修に係る事業者（ベンダー）からの見積もりを取得するための参考資料をお示しすることを予定していることから、当該資料を活用し、各団体において、令和7年度以降のシステム改修に必要な予算要求に向けて、公金の収納管理を行っているシステムの対応について、事業者（ベンダー）との調整を進めていただきたいこと。

※（1）いずれの団体においても相当量の取扱件数がある公金（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料）

（2）その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する、公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金（道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等など）

④マイナンバーカードの普及促進・利用の推進について（DX 計画：3.1（4）関係）

- ・住民のニーズに対応したカード取得の取組を引き続き進めていただくとともに、各種証明書のコンビニ交付サービスや引越し手続オンラインサービスはもとより、カードの空き領域を利用した住民の利便性の向上に資する事務の実施も含めて、マイナンバーカードの更なる利活用に向けて取り組みを進めていただきたいこと。
- ・コンビニ交付サービスについては、導入経費に特別交付税措置がなされており、マイナンバ

ーカードの空き領域を利用した利活用（地域の医療カードとしての利用、公共交通等の運賃補助サービスへの利用、避難所受付への利用 等）については、マイナンバーカード利活用特別分として普通交付税措置がなされており、「マイナンバーカードの空き領域を利用する場合の条例（例）について（令和6年1月17日総行マ第4号）」も参照し、これらの取組について、積極的に検討いただきたいこと。

- ・令和6年12月2日からのマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に向け、カードの取得に課題がある方への環境整備として、福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアルや、個別の福祉施設等に対する出張申請の希望調査結果（厚生労働省調査）を踏まえ、希望のあった施設等への出張申請受付を積極的に検討いただきたいこと。
- ・暗証番号の設定に不安がある方が安心してカードを利用でき、代理交付の負担軽減にもつながる、暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカードについても、積極的に申請受付等を行っていただきたいこと。
- ・新生児や紛失等による再交付、海外からの転入者など、速やかにカードを取得する必要がある場合を対象に、申請から1週間以内（最短5日）で交付できる特急発行・交付の仕組構築に向けた準備（顔写真のスキャン及び撮影、インターネットへ接続可能な機材の準備及び事務フローの整理等）を図っていただきたいこと。
- ・令和6年5月27日から在外公館においてマイナンバーカードの交付や電子証明書の更新等が可能となることを受け、その円滑な施行に向けて事務フローの整理等の準備を図っていただきたいこと。
- ・各市区町村における申請・交付状況を踏まえ、窓口体制が過剰とならないよう効率化を図りつつ、令和7年度以降、マイナンバーカード及び電子証明書の更新件数が急増することも踏まえた体制を適切に検討いただきたいこと。その際、郵便局へのマイナンバーカード関連事務の委託についても積極的に検討いただきたいこと。
- ・なお、これらの取組については、マイナンバーカード交付事務費補助金及び事業費補助金の補助対象経費となっていることから、積極的に取り組まれないこと。

#### ⑤セキュリティ対策の徹底について（DX計画：3.1（5）関係）

- ・自治体情報システムの標準化・共通化の取組やサイバーセキュリティの高度化・巧妙化を踏まえ、引き続き情報セキュリティ対策の徹底に取り組んでいただきたいこと。
- ・今国会に提出しているサイバーセキュリティ確保のための方針策定を自治体に義務づけるために必要な改正を盛り込んだ「地方自治法の一部を改正する法律案」の動向に留意いただきたいこと。
- ・「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和5年3月版）」や「令和5年度 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会における中間報告（令和6年3月25日）」の内容を踏まえ、政府統一基準の改定内容等を参考にし、必要なセキュリティ対策を講じていただきたいこと。

#### ⑥自治体のAI・RPAの利用推進について（DX計画：3.1（6）関係）

- ・AI・RPAについて、自治体行政事務の効率の観点から、引き続き活用いただきたいこと。そ

の際、AI の活用にあたっては、セキュリティの確保やアカウントビリティなど「AI 事業者ガイドライン（第 1.0 版）」（令和 6 年 4 月 19 日総務省、経済産業省）の内容にも留意いただきたいこと。

- ・令和 5 年度「地方公共団体における AI・RPA の実証実験・導入状況等調査」を踏まえ、6 月に同調査結果の公表及び「自治体における AI 活用・導入ガイドブック」の別冊付録として生成 AI 活用事例を掲載することを予定していること。

⑦テレワークの推進について（DX 計画：3.1（7）関係）

- ・テレワークは職員の「働き方改革」に資するほか、多様で優秀な人材の確保・活躍の観点及び重大な感染症等発生時における行政機能維持の観点で有効な手段であることから、創意工夫によりテレワークを推進している自治体の例等を記載した「市町村におけるテレワーク導入事例集（令和 5 年 4 月）」等を参考に、引き続きテレワークの推進に取り組んでいただきたいこと。